

ニ引渡スルハ、何等ノ理由モ有ラズシテ、強奪シテ去ルモノニ同シキモノナリ。是レハ、労働者ニ對シテ、強奪シテ去ルモノニ同シキモノナリ。是レハ、労働者ニ對シテ、強奪シテ去ルモノニ同シキモノナリ。

労働者ノ権利ヲ保護シ、資本家ノ権利ヲ制限スルハ、労働者ニ對シテ、強奪シテ去ルモノニ同シキモノナリ。是レハ、労働者ニ對シテ、強奪シテ去ルモノニ同シキモノナリ。

労働者ノ権利ヲ保護シ、資本家ノ権利ヲ制限スルハ、労働者ニ對シテ、強奪シテ去ルモノニ同シキモノナリ。是レハ、労働者ニ對シテ、強奪シテ去ルモノニ同シキモノナリ。

該法案ハ民衆ヲ壓抑スルガ故ニ該法案ニ反對ス、凡ソ法タルヤ吾人ノ社會ニ必要ノ爲メニ存在シテコソ初メテ法ノ生命ガアルモノデアル。社會運動ハ當然起ルベキ問題デアアル政府ハ自然的ニ起ル運動ニ反對センガ爲ニ惡法ヲ制定セントシテアル。我等六生シガ爲ニ働クノデアルト述べタ後彼ハ失業論ヨリ轉ジテ資本家ト勞働者トノ家庭ヲ比較シ、勞働者ノ家庭ヲ悲惨ニシタ罰ハ我等ニナクシテ彼等ニアリ政府ハコノ事實ヲ知ラナイト說破シタ後彼ハ更ニ獨逸ニ於ケル過激運動取締法ノ無力デアツタ事ヲ述べタ後彼ハフランス革命ノ前後ヲ引用シテ社會ヲ惡化サスモノハ我等ニアラスシテ貴族並ニ資本法ナリト論ジ、我等ノ伸ビントスルモノヲ壓シ然カモ爭議突發ノ際該法ヲ盾ニブロレタリヤヲ抑壓シブロレタリヤノ有スル唯一ノストライキ即チ最後ノ手段ヲ阻止セントスル政府ヲ攻撃シ、政府ハ何故ニ社會ノ輿論ニ逆ツテ迄該法案ヲ提出スルノ要アリヤト說破シテ政府ヲ詰